

# 4. 胃瘻等について①

## 1. 胃瘻造設術、胃瘻造設時嚥下機能評価加算

- 胃瘻造設前の嚥下機能評価の実施等の推進を図るため、胃瘻造設術の評価を見直すとともに、胃瘻造設時の適切な嚥下機能検査に係る評価を新設する。

【現行】

胃瘻造設術	10,070点
—	—



【改定後】

(改) 胃瘻造設術	6,070点*
(新) 胃瘻造設時嚥下機能評価加算	2,500点*



[胃瘻造設術の留意事項]

- 胃瘻造設の必要性、管理方法、閉鎖の条件等を患者に説明



- 胃瘻造設の必要性、管理方法、閉鎖の条件等を患者・家族に説明
- 他医療機関に患者を紹介する場合は、嚥下機能等の情報提供を実施

(算定のイメージ)



(要件)(胃瘻造設術が年間50件以上の場合)

- (1) 術前に全例<sup>注</sup>に嚥下機能検査を実施 (嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査に限る。)
- (2) 経口摂取回復率35%以上 (鼻腔栄養・胃瘻造設患者の回復率をいう。定義は次々頁)

注) 下記の患者を除く。

- ① 減圧ドレナージ目的
- ② 成分栄養剤の経路目的(炎症性腸疾患に限る。)
- ③ 食道、胃噴門部の狭窄等
- ④ 意識障害等があり検査が危険(ただし、意識障害が回復し次第実施)
- ⑤ 顔面外傷により嚥下が困難

} 経口摂取回復率の計算からも除く  
(嚥下機能とは無関係に胃瘻造設が必要な患者)

[留意事項]

- (1) 術前に嚥下機能検査を実施<sup>注</sup>した場合に算定
- (2) 検査結果に基づき、十分に説明・相談

注) 嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査に限る。  
内視鏡下嚥下機能検査は所定の研修を修了した者が実施  
(平成27年3月31日までは修了していないても算定可)

(参考) DPC病院において、「胃瘻造設術が年間50件以上」は胃瘻造設術件数上位5%に相当する。(107病院が該当)  
(平成24年DPCデータより)

## 4. 胃瘻等について②

### 2. 経口摂取回復促進加算

- 高い割合で経口摂取に回復させている場合の摂食機能療法の評価の見直しを行う。

【現行】

摂食機能療法	185点
—	—



【改定後】

摂食機能療法	185点
(新) 経口摂取回復促進加算	185点

[施設基準]

- (1) 専従の常勤言語聴覚士が1名以上
- (2) 経口摂取回復率35%以上（鼻腔栄養・胃瘻造設患者の回復率をいう。定義は次頁） 等



[算定要件]

- (1) 鼻腔栄養又は胃瘻の患者に対して実施した場合に加算
- (2) 月に1回以上嚥下造影または内視鏡下嚥下機能検査を実施
- (3) 月に1回以上、医師、リハビリテーションを行う言語聴覚士等を含む多職種によるカンファレンス等を行い、計画の見直し、嚥下調整食の見直し等を実施
- (3) 治療開始日から起算して6月以内に限り加算
- (4) 当該加算を算定する月においては、内視鏡下嚥下機能検査・嚥下造影は算定できない。（胃瘻造設の判断のためのものを除く。） 等

- これまで評価が不明確だった、胃瘻抜去術の技術料を新設する。

【現行】

胃瘻閉鎖術 12,040点	—
—	—



胃瘻閉鎖術

12,040点
(新) 胃瘻抜去術 2,000点

※ 外科的に造設された胃瘻について、開腹や腹腔鏡操作等により胃瘻閉鎖を行った場合に算定

※ 胃瘻カテーテルを抜去し、閉鎖した場合に算定

## 4. 胃瘻等について③

### 3. 計算方法、届出方法等

(経口摂取に回復させている割合の計算方法)

経口摂取に回復  
した患者数

**「胃瘻抜去・閉鎖」又は「経鼻経管を抜去」かつ「1か月以上栄養方法が経口摂取のみ」[1年以内<sup>注</sup>]**

自院導入患者数  
+ 紹介患者数

**自院で新たに「鼻腔栄養導入」、「胃瘻造設」  
+ 紹介された「鼻腔栄養」、「胃瘻」の患者（「自院で摂食機能療法を実施した患者に限る」）**

注)回復率は、鼻腔栄養導入又は胃瘻造設した日から起算して1年以内に回復したもので計算する。

#### 分子及び分母から除くもの

- ① 1年以内※に死亡した患者 (ただし、栄養方法が経口摂取のみの状態に回復した上で死亡した患者は、分子分母に加える。)
- ② 1か月以内※に経口摂取に回復した患者
- ③ 1年以上※経過してから、他の保険医療機関から紹介された患者      ※ 鼻腔栄養を導入した日又は胃瘻を造設した日から起算
- ④ 減圧ドレナージ目的(消化器疾患等の患者で胃瘻造設を行う場合に限る。)
- ⑤ 成分栄養剤の経路目的(炎症性腸疾患の患者で胃瘻造設を行う場合に限る。)
- ⑥ 食道、胃噴門部の狭窄等

#### (届出に関する取り扱い)

【通常の場合】前々年の1月～12月に胃瘻等実施した患者の回復率で届出

(例)



【新規届出の場合】直近2年のいずれかの4月～6月に胃瘻等実施した患者の回復率で届出可。

(例)

- ①平成26年4月～6月に胃瘻等実施した患者の回復率で届出可。(平成25年4月～6月でも可)
- ②継続は、平成26年1月～12月に胃瘻等実施した患者の回復率で判断(平成25年1月～12月でも可)



## 5. 新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設①

### C2特材に係る技術料等の新設

- C2区分として保険収載され、現在準用点数で行われている特定保険医療材料等に係る技術について、新たに技術料や管理料を新設する。

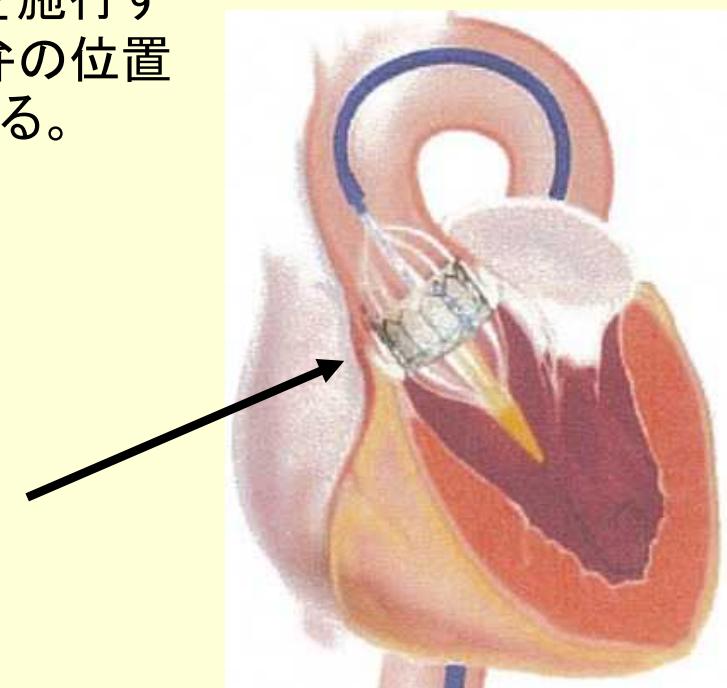
例)

現行	改定後
(所定点数を準用する技術) K556-2経皮的大動脈弁拡張術	<u>(新) 経皮的大動脈弁置換術</u> 37,430点

**技術の概要:**重度大動脈弁狭窄を有し、かつ外科的手術を施行することができない患者に対し、カテーテルを用いて大動脈弁の位置に人工弁を留置することで、低侵襲に大動脈弁を置換できる。

**関連する特定保険医療材料:**

182 バルーン拡張型人工生体弁セット 4,430,000円

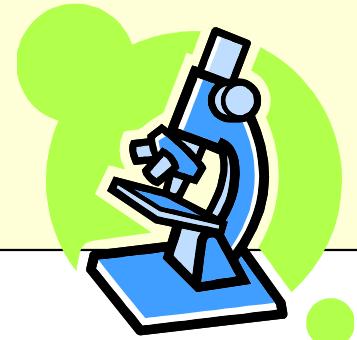


## 5. 新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設②

### E3検査に係る検査実施工料の新設

- E3区分として保険収載され、現在準用点数で行われている検査について、新たに検査実施工料を新設する。

例) (新) 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出 850点  
(新) 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体 1,000点



### 体外診断用医薬品の保険適用申請区分の見直し

- 技術革新等により臨床的意義、利便性の向上等を伴う体外診断用医薬品について保険適用を行う際の申請区分を見直し、適切な評価を行う。

現行	
E1	測定項目、測定方法とも既存の品目
E2	測定項目は新しくないが、測定方法が新しい品目
E3	測定項目が新しい項目



改定後	
E1	測定項目、測定方法とも既存の品目
E2	測定項目は新しくないが、測定方法が新しい品目
E3	測定項目が新しい項目 <u>又は技術改良等により臨床的意義、利便性の向上等を伴う既存検査項目</u>

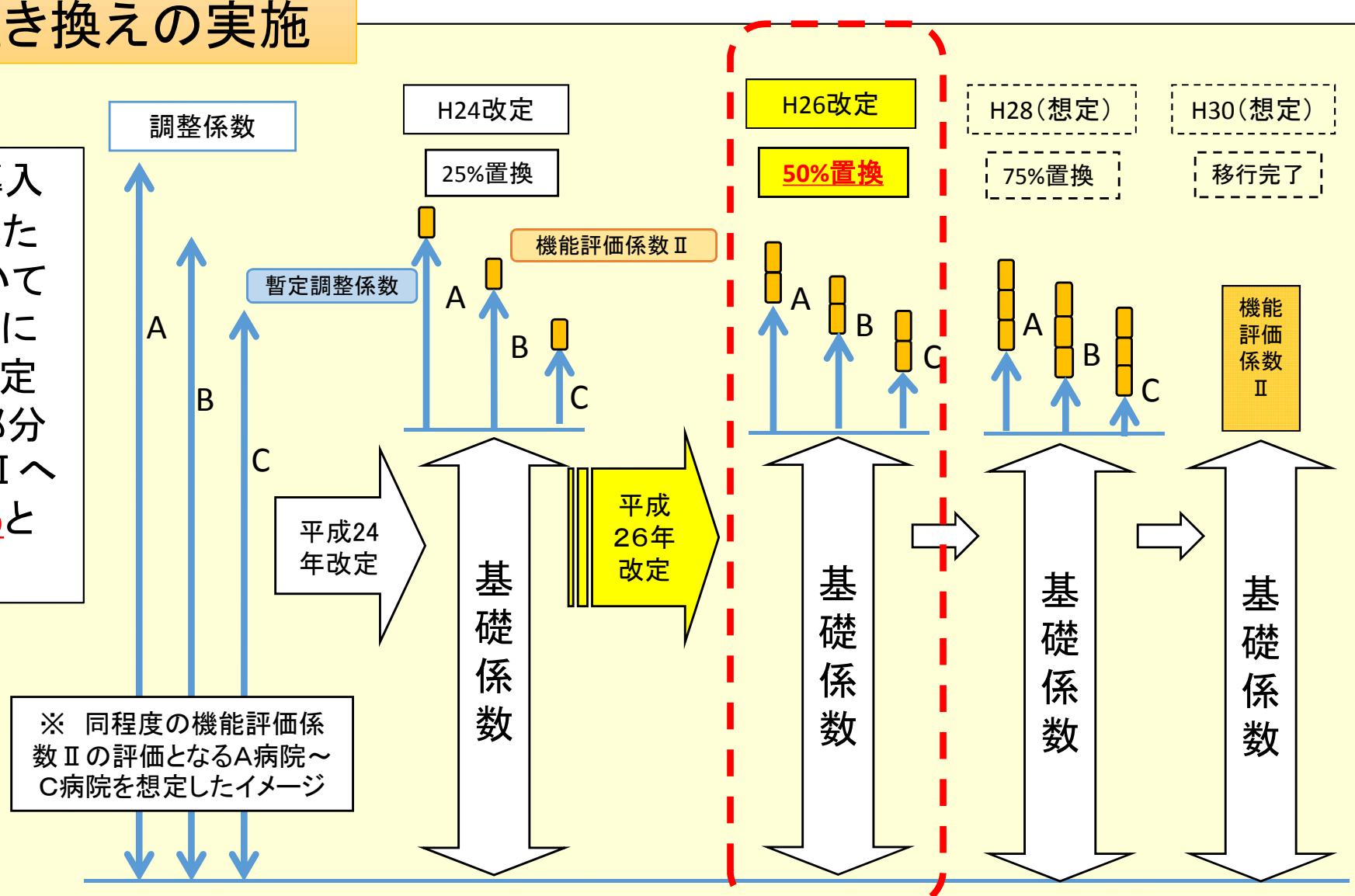
例:

抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体、抗BP180-Nc16抗体(化学発光酵素免疫測定法(CLEIA法))  
 ○既存法(ELISA法)と同等の感度・特異度を保ちながら、測定時間が約6分の1に短縮し、測定範囲の拡大による希釈再検回避等の臨床的意義の向上を実現。

# DPC制度(急性期入院医療の定額報酬算定制度)の見直し等①

## 調整係数の置き換えの実施

DPC制度の円滑導入のために設定された「調整係数」については、段階的な廃止に向けて、今回の改定においては調整部分の機能評価係数Ⅱへ置き換え率を50%とする。



また、調整係数の置き換え等に伴う激変緩和の観点から、推計診療報酬変動率(出来高部分も含む)が2%を超えて変動しない範囲となるよう暫定調整係数を調整する措置も併せて講ずる。

# DPC制度(急性期入院医療の定額報酬算定制度)の見直し等②

## 機能評価係数Ⅱの見直し

改定前
① データ提出指標
② 効率性指標
③ 複雑性指標
④ 力バー率指標
⑤ 救急医療指標
⑥ 地域医療指標

平成26年改定後
① 保険診療指標 (改)
② 効率性指標
③ 複雑性指標
④ 力バー率指標
⑤ 救急医療指標
⑥ 地域医療指標
⑦ 後発医薬品指標 (新)



### ① 保険診療指標 (「データ提出指標」から改変)

- これまでデータ提出指標として評価されていた「部位不明・詳細不明コードの使用率」に加え、「様式間の記載矛盾」、「未コード化傷病名の使用率」、「保険診療の教育の普及に向けた指導医療官の出向(I群のみ)」等、新たに評価項目を追加する。

### ⑤ 救急医療指標

- 当該指標の評価対象となる患者をより公平に選定するため、重症な患者が算定する入院料等を算定している患者を評価対象とする等の見直しを行う。

### ⑥ 地域医療指標

- 「急性心筋梗塞の24時間診療体制」、「精神科身体合併症の受入体制」に係る評価を追加する等の見直しを行う。

### ⑦ 後発医薬品指標 (新設)

- 後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップに基づき、後発医薬品の使用について数量ベース(新指標)によって評価を行う。

## 算定ルール等の見直し

### ① 同一病名で再入院した際に「一連」とみなす算定ルール

#### (いわゆる「3日以内再入院ルール」)の見直し

- 診療内容からは一連として取り扱うことが妥当であるにも関わらず意図的に3日間退院させ4日目以降に再入院させていることが疑われる事例があること等を踏まえ、当該ルールの適用対象となる再入院期間を「3日」から「7日」に延長する等、必要な見直しを行う。

### ② 適切な傷病名コーディングの推進

- 適切な傷病名コーディングの推進に向けて、「DPC傷病名コーディングテキスト」の作成と公開等の対応を行う。

### ③ 入院時持参薬の取り扱い

- 入院前に外来で処方して患者に持参させる事例等に対応するため、予定入院の際に入院の契機となった傷病に対して用いる持参薬については、入院中の使用を原則として禁止する。

### ④ 「入院初日に薬剤等の費用を一括して支払う点数設定方式の見直し

- 平成24年改定で試行的に導入された点数設定方式Dについては、心臓カテーテル検査を行う診断群分類へ適用を拡大する等の見直しを行った上で、引き続き継続する。

# 短期滞在手術等入院料3に係る対応

出来高報酬体系における「短期滞在手術等入院料3」の対象となる手術・処置等が従来の「小児ヘルニア手術」以外で**多数追加されたことを踏まえ、DPC／PDPSにおいて下記の対応を行う。**

## ① 「厚生労働大臣が定める包括対象外の患者（5号告示）」における対応

⇒ 当該告示において、短期滞在手術等入院料3の算定対象となる患者を包括対象外として定める。

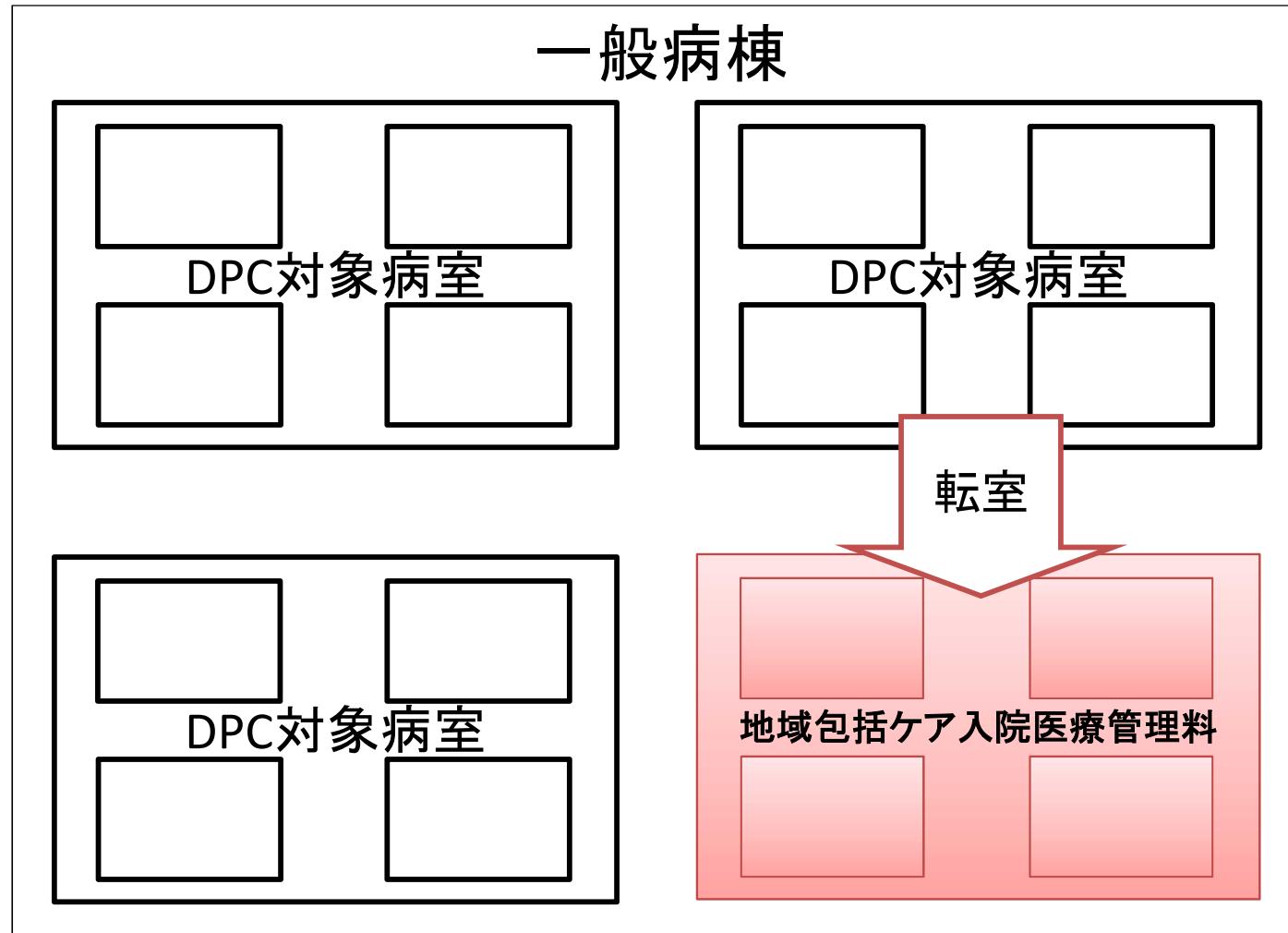
## ② 「診断群分類点数表」における対応

⇒ 当該診断群分類において、ほとんどの症例で「短期滞在手術等入院料3」によって算定されると考えられる診断群分類は、包括対象外とする。

K008	腋臭症手術2 皮膚有毛部切除術
K093-2	関節鏡下手根管開放手術
K196-2	胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)
K282	水晶体再建術 1眼内レンズを挿入する場合口その他のもの
K282	水晶体再建術 2眼内レンズを挿入しない場合
K474	乳腺腫瘍摘出術1長径5cm未満
K617	下肢静脈瘤手術 1抜去切除術
K617	下肢静脈瘤手術 2硬化療法
K617	下肢静脈瘤手術 3高位結紮術
K633	ヘルニア手術 5単径ヘルニア(15歳未満)
K633	ヘルニア手術 5単径ヘルニア(15歳以上)
K634	腹腔鏡下単径ヘルニア手術
K721	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 1長径2cm未満
K721	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 2長径2cm以上
K743	痔核手術 2硬化療法(四段階注射法)
K867	子宮頸部(腔部)切除術
K873	子宮鏡下子宮筋腫摘出術
D237	終夜睡眠ポリグラフィー1携帯用装置を使用した場合
D237	終夜睡眠ポリグラフィー2多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合
D237	終夜睡眠ポリグラフィー31及び2以外の場合
D291-2	小児アレルギー負荷検査
D413	前立腺針生検法

# 地域包括ケア入院医療管理料にかかる算定ルール

A308-3 地域包括ケア入院医療管理料1・2を算定する病室に転室する場合に適用される。



直前にDPC算定  
病床に入院して  
から転床した場  
合は、特定入院  
期間中について  
**DPC包括算定を  
継続する。**

※ なお、地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟に転棟する場合、療養病棟において地域包括ケア入院医療管理料を算定する病室に転室する場合は、当該規定は適用されない。

# 医療技術の進歩の促進と導入、その他の分野

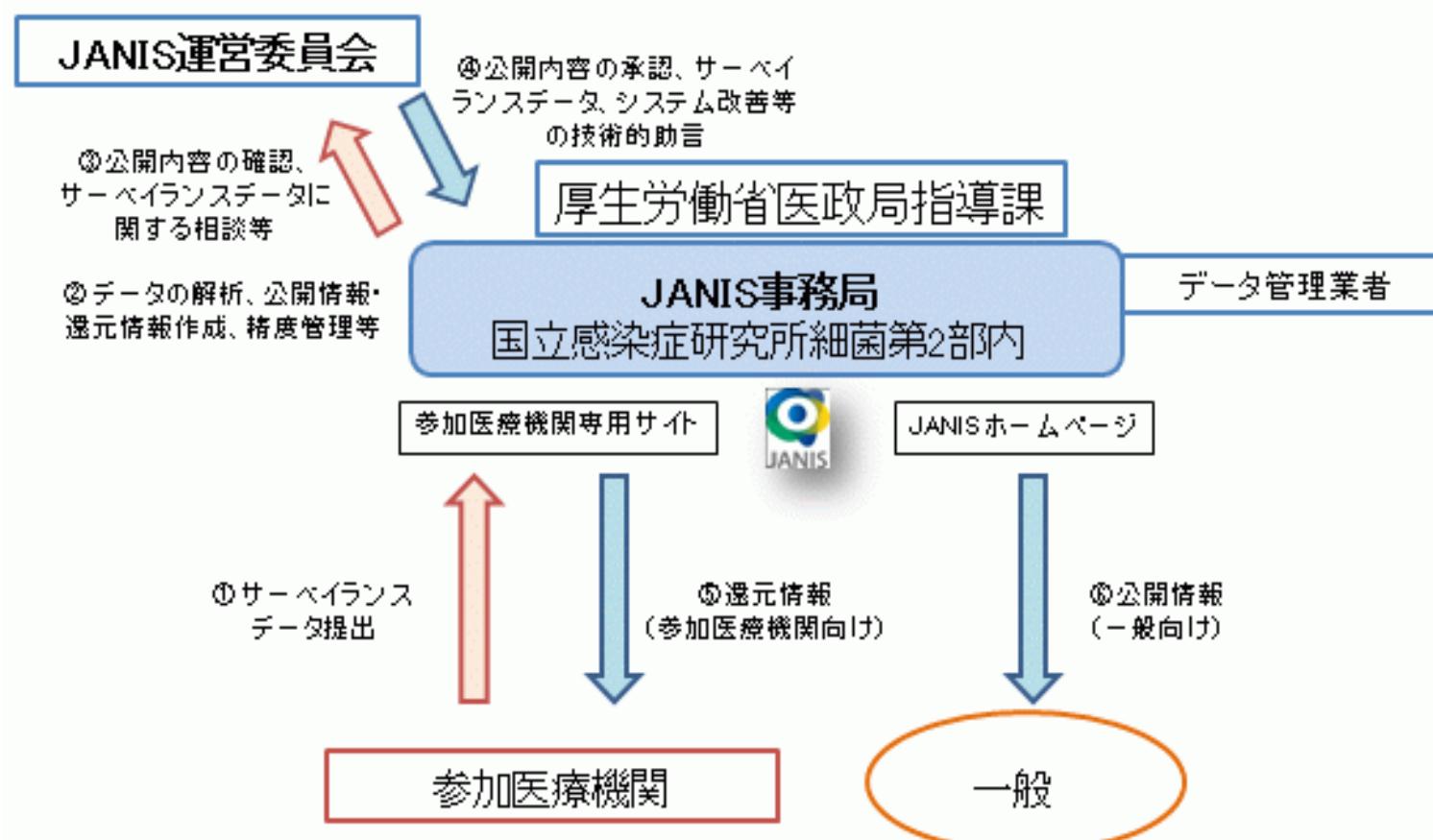
- 1 充実が求められる分野を適切に評価していく視点
- 2 患者等から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で質の高い医療を実現する視点
- 3 医療従事者の負担を軽減する視点
- 4 効率化余地がある分野を適正化する視点
- 5 消費税率8%への引上げに伴う対応

# 患者等からみて分かりやすく、質の高い医療の実現

## 感染防止対策加算の見直し

- 感染防止対策加算1について、院内感染対策サーベイランス(JANIS)事業等の地域や全国のサーベイランスに参加していることを必須にする。  
※平成26年3月31日に届け出ている場合は、平成27年3月31日までは本基準を満たしているものとする。

### 【JANISの運営体制（参考）】



# 明細書の無料発行の促進①

## 明細書の無料発行の推進

- 平成24年度改定において、電子請求が義務付けられている400床以上の病院及び薬局については、例外なく、平成26年4月より明細書の発行を義務とした。
- 電子請求が義務付けられている400床未満の病院・診療所は、引き続き、正当な理由のない限り、原則として明細書を無料で発行することとした。

- ➡ 正当な理由 ① 明細書発行機能が付与されていないレセコンを使用  
 ② 自動入金機の改修が必要な場合



400床未満の病院については、これを平成28年度以降は認めないこととする。

- 正当な理由を担保するため、毎年行われている他の届出事項と併せて、明細書無料発行の対応の有無、正当な理由に該当する旨等を報告することとする。

## その他の取組

- 400床未満の病院及び診療所であって、「正当な理由」に該当する保険医療機関については、今後、レセプトコンピュータを改修する時期等を届け出ることとする。
- 「正当な理由」に該当する保険医療機関であって、1,000円を超える明細書の発行料金を徴収しているものについては、その料金設定の根拠を明らかにする。

# 明細書の無料発行の促進②

## 明細書無料発行の義務化の範囲などについて

### 電子レセプト請求の義務付け対象となっている医療機関及び薬局

		明細書の無料発行体制整備済	明細書の無料発行体制未整備
病院	400床以上	義務化 (免除規定なし)	<b>平成26年4月以降、義務化 (免除規定なし)</b>
	400床未満		<u>平成26年4月～平成28年3月まで</u> (報告事項) →明細書無料発行の対応の有無、正当な理由に該当する旨等を報告 →レセプトコンピュータを改修する時期を届出る。 →1,000円を超える明細書の発行料金を徴収して場合は、その料金設定の根拠を明らかにする。 <b>平成28年4月以降、義務化(免除規定なし)</b>
診療所 (歯科診療所含む)		<u>平成26年4月以降</u> (報告事項) →明細書無料発行の対応の有無、正当な理由に該当する旨等を報告 →レセプトコンピュータを改修する時期を届出る。 →1,000円を超える明細書の発行料金を徴収して場合は、その料金設定の根拠を明らかにする。 <b>※なお、平成28年4月以降も免除規定はあり</b>	
薬局		<b>平成26年4月以降、義務化 (免除規定なし)</b>	

# DPCデータ提出に係る評価の見直しについて①

- データ提出加算について、現在データ提出の対象となっていない病棟についてもデータを提出することとし、すべての病院でデータ提出加算の届出を可能とする。
- また、データ提出加算参加の機会が年1回に限られていることから、参加機会を増やす。

## 現行

[データ提出加算1(入院データ提出)](退院時1回)

イ(200床以上)100点、ロ(200床未満)110点

[データ提出加算2(入院+外来データ提出)](退院時1回)

イ(200床以上)150点、ロ(200床未満)160点

### [算定要件]

- ・診療録管理体制加算に係る届出を行っていること(同等の体制を有している場合を含む)。

- ・7対1及び10対1入院基本料(一般病棟入院基本料(一般病棟に限る。)、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料(一般病棟に限る))を届け出ていること。 等

### [対象病棟]

- ・一般病棟入院基本料(7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。)、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(7対1一般病棟入院基本料、10対1一般病棟入院基本料及び精神病棟に限る。)、専門病院入院基本料(7対1及び10対1に限る。)、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、一類感染症患者入院医療管理料、小児入院医療管理料、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、短期滞在手術基本料3

### [参加機会]

- ・年1回(原則5月)

## 改定後

[データ提出加算1(入院データ提出)](退院時1回)

イ(200床以上)100点、ロ(200床未満)110点

[データ提出加算2(入院+外来データ提出)](退院時1回)

イ(200床以上)150点、ロ(200床未満)160点

### [算定要件]

- ・診療録管理体制加算に係る届出を行っていること。 等

### [対象病棟]

- ・全ての病棟(短期滞在手術基本料1を除く)

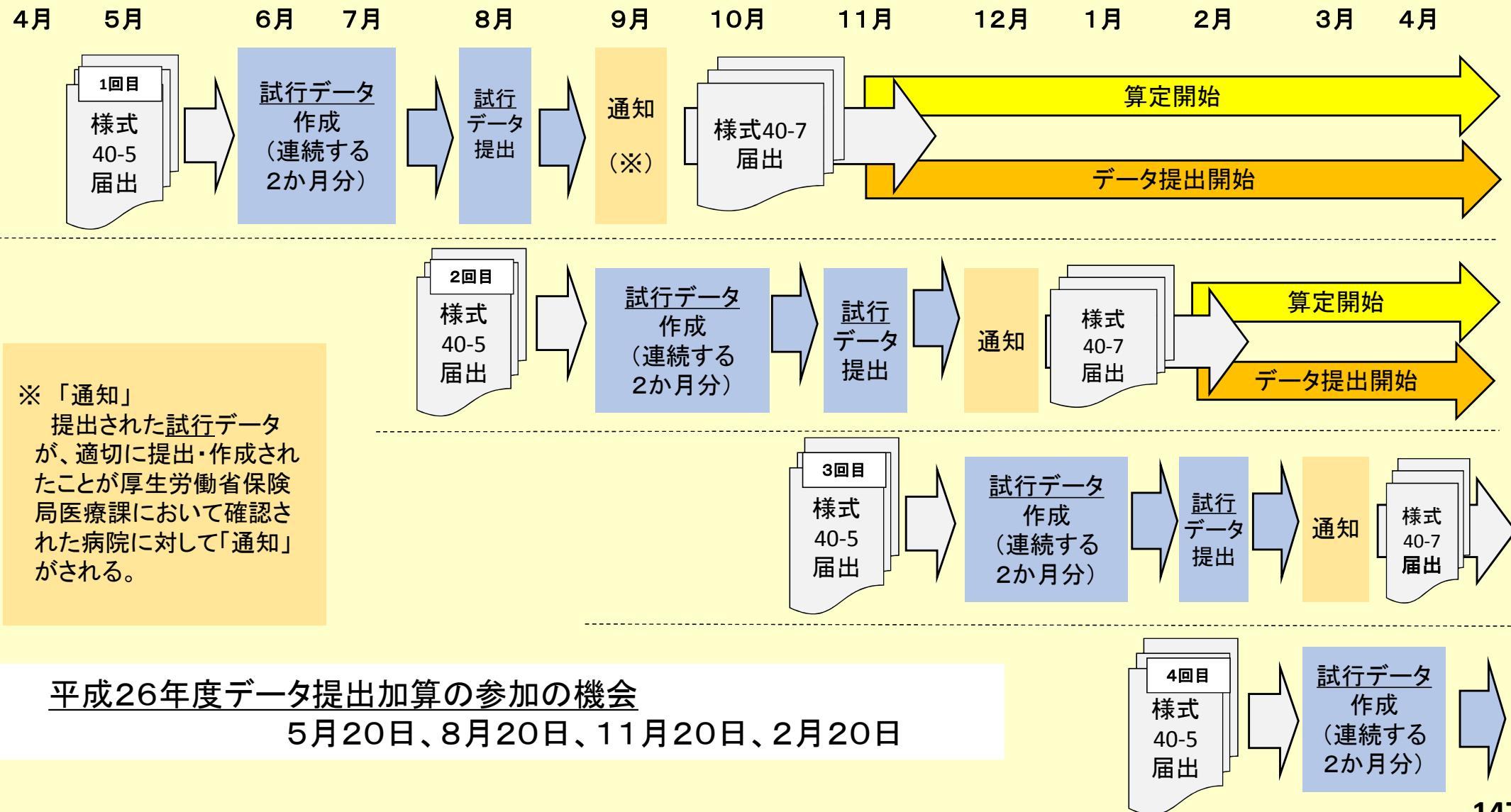
### [参加機会]

- ・年4回(5月20日、8月20日、11月20日、2月20日)

[経過措置] 平成26年3月31日までに届出を行っている病院については、平成27年3月31日までの間、基準を満たしているものとする。

# DPCデータ提出に係る評価の見直しについて②

## データ提出加算の届出と算定の年間スケジュール【新たにデータ提出をする場合】



# 患者等からみて分かりやすく、質の高い医療の実現

## 診療録管理体制加算の見直し

▶ 診療録管理体制加算について、コードに基づく診療録の管理や専従の職員の配置等、充実した診療録管理体制を有している場合の評価を新設する。

### 診療録管理体制加算(入院初日)

現行		改定後	
—	—	(新) 診療録管理体制加算1	100点
診療録管理体制加算	30点	診療録管理体制加算2	30点

### [施設基準]

- ① 年間退院患者実数2,000名あたり1名以上の専任の常勤診療記録管理者が配置されており、うち1名以上が専従であること。
- ② 各退院患者の「氏名」、「生年月日」、「疾病名」及び「入院中の手術」等に関する電子的な一覧表を有し、診療録の検索・抽出が速やかにできる体制を確保していること。
- ③ 前月に退院した全診療科の全退院患者のうち、退院日の翌日から起算して14日以内に退院時要約が作成され、中央病歴管理室に提出された者の割合が9割以上であること。

# 診療報酬点数表の簡素化

## 診療報酬点数表の簡素化

- 代替の医療技術に置き換わり臨床上行われていない行為等については、医療技術評価分科会における議論等を踏まえて、診療報酬点数表等の簡素化を図る。

### 【廃止を行う技術の例】

項目	廃止の理由
前立腺酸ホスファターゼ	前立腺特異抗原(PSA)が一般化されたため、現在ほとんど利用されていない。
遊離脂肪酸	測定データが不安定で臨床的有用性が低い。
縦隔切開術(肋骨切断によるもの、傍胸骨又は傍脊柱によるもの)	現在施行されていない術式である。
静脈形成術、吻合術(指の静脈)	現在施行されていない術式である。
ブリッジ修理(歯科)	現在施行されていない術式である。

# 医科点数表の解釈の明確化①

## 創傷処理に関する明確化

- 創傷処理及び小児創傷処理(6歳未満)における「筋肉、臓器に達するもの」とは、単に創傷の深さを指すものではなく、筋肉、臓器に何らかの処理(筋膜縫合、骨膜縫合等)を行うものを指すことを明確にする。

## 在宅人工呼吸指導管理料に関する明確化

- 慢性心不全等に合併する中枢性の睡眠時無呼吸症候群(SAS)に対して、従来の陽圧換気装置よりも効果的とされるASV(Adaptive Servo Ventilation)を用いてSASの治療を行った場合であっても、在宅人工呼吸指導管理料を算定できないことを明確にする。

## 電子画像管理加算に関する明確化

- 電子画像管理加算の対象はデジタル撮影した画像であり、アナログ撮影した画像をデジタル映像化処理して管理・保存した場合は算定できないことを明確にする。

## 画像診断管理加算に関する明確化

- 画像診断管理加算及び遠隔画像診断における画像診断管理加算の算定について、画像の読影等を行う外部の機関を利用した場合は、評価の対象とならないことを明確にする。

# 医科点数表の解釈の明確化②

## 室内面積等の算出に関する明確化

- 施設基準に規定された室内面積や廊下幅の算出にあたっては、壁芯ではなく内法により行うことを明確にする。

## 往診料における夜間の定義に関する明確化

- 往診料の夜間の定義について、「12時間を標準として各都道府県で統一的取り扱いをすること」とされている現行の規定を改め、初再診料の夜間の定義と同様に「午後6時から午前8時までの間」と明確にする。

## 生活習慣病管理料に関する明確化

- 生活習慣病管理料について、院内で薬剤を処方する必要がない患者や他の医療機関において既に薬剤が処方されている患者について算定する区分を明確にする。

## 在宅自己腹膜灌流指導管理料に関する明確化

- 在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者について、他の医療機関において人工腎臓等を行った場合には、人工腎臓等の所定点数は算定できないことを明確にする。

# 医療技術の進歩の促進と導入、その他の分野

- 1 充実が求められる分野を適切に評価していく視点
- 2 患者等から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で質の高い医療を実現する視点
- 3 医療従事者の負担を軽減する視点
- 4 効率化余地がある分野を適正化する視点
- 5 消費税率8%への引上げに伴う対応

# 医療従事者の負担を軽減する取り組みの評価①

## 手術・処置の休日・時間外・深夜加算の見直し(その1)

- 勤務医の負担の大きな原因となっている、当直や夜間の呼び出しなど、時間外・休日・深夜の対応についての改善を図るため、手術及び一部の処置の「休日・時間外・深夜加算」の見直しを行う。

【現行】手術・150点以上の処置

休日加算	80/100
時間外加算	40/100
深夜加算	80/100



【改定後】手術・1,000点以上の処置

休日加算 1	<u>160/100</u>
時間外加算 1	<u>80/100</u>
深夜加算 1	<u>160/100</u>

※ 従来の加算については加算「2」とする

### [施設基準]

(1)及び(2)は当該加算を算定する診療科が実施していればよい。

(1) 予定手術前の当直(緊急呼び出し当番を含む。)の免除\*を実施していること。(年12日までは実施しなくてもよい)

\*術者、第一助手のみが対象。緊急呼び出し当番を行う者については、当番日の夜間に当該保険医療機関内の診療を行わなかった場合、翌日の予定手術に係る術者及び第一助手となっていても、当該日数にはカウントしない。

(2)下記のいずれかを実施していること。(診療科ごとに異なってもよい)

①交代勤務制\* (常勤の医師3名以上、夜勤の翌日の日勤は休日、日勤と夜勤を連続させる場合は休憩を置くこと)

\*原則として、当該診療科において夜勤時間帯に行われる診療については、夜勤を行う医師のみによって実施されていること。ただし、同時に2件以上の緊急手術を実施する場合を除く。

②チーム制 (医師5人ごとに1人の緊急呼び出し当番を置き、休日・時間外・深夜の対応を一元化し、緊急呼び出し当番の翌日は休日\*)

\*1 当番日の夜間に院内で診療を行わなかった場合は、翌日を休日としているよ。

\*2 緊急手術を行う場合は、当番以外の者が実施してもよい。ただし、その場合、翌日の予定手術には参加しないこと。

\*3 休日・時間外・深夜の対応を当直医(他の診療科の当直医を含む。)が行ってもよい。

③時間外・休日・深夜の手術・1000点以上の処置の実施に係る医師(術者又は第一助手)の手当支給\*

\*(ア)または(イ)のどちらかを実施する。内容を就業規則に記載し、地方厚生局長等に届け出ること。(記載は27年3月31日までは実施していなくてもよい。)

(ア)その都度、休日手当、時間外手当、深夜手当、当直手当等とは別の手当を支給 (イ)年間に行った数に応じた手当を支給

# 医療従事者の負担を軽減する取り組みの評価②

## 手術・処置の休日・時間外・深夜加算の見直し(その2)

### [施設基準の続き]

#### (3) 採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として※医師以外が実施していること(新生児を除く。)

※1 教育的観点から臨床研修医1年目が実施する場合を除く。ただし、研修医が所属する診療科で実施する場合で、研修プログラムに支障のない範囲に限る。

※2 医師以外の医療従事者が、実際に患者に試みたが実施が困難であると判断した場合は医師が実施しても良い。(患者を実際に観察し、穿刺を行う前に判断する場合も含む。)

#### (4) 下記のいずれかに該当すること。

ア) 年間の緊急入院患者数が200名以上である

イ) 全身麻酔(手術を実施した場合に限る)の患者数が年800件以上である

ウ) 第三次救急医療機関、小児救急医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、災害医療拠点病院、へき地医療拠点病院又は地域医療支援病院である

#### (5) 下記のア及びイの勤務医負担軽減策を実施していること

ア) 当該保険医療機関内に病院勤務医負担軽減等のための責任者を配置していること イ) 当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会等を設置し、改善計画を作成すること。

### [算定要件]

(1) 手術又は処置が保険医療機関又は保険医の都合により休日、時間外、深夜に行われた場合には算定できない。

(2) 時間外加算は、入院外の患者に対してのみ算定できる。

## 内視鏡検査に係る休日・時間外・深夜加算の創設

➤ 緊急内視鏡検査の評価を行うため、内視鏡検査の時間外・休日・深夜の加算の新設を行う。

### 【新設】

<u>休日加算</u>	<u>80/100</u>
<u>時間外加算</u>	<u>40/100</u>
<u>深夜加算</u>	<u>80/100</u>

### [算定要件]

(1) 緊急内視鏡検査である場合のみ算定し、内視鏡検査が保険医療機関又は保険医の都合により休日、時間外、深夜に行われた場合には算定できない。

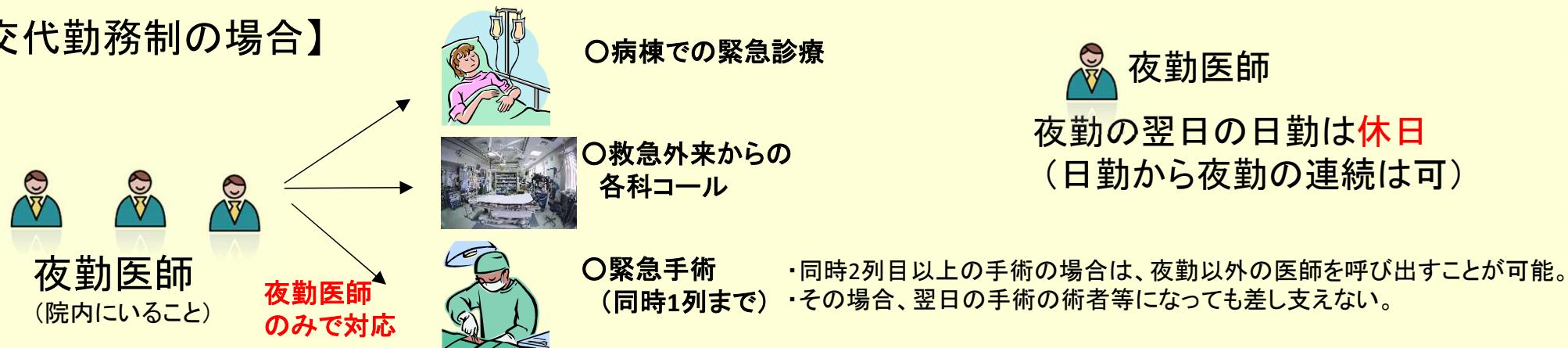
(2) 時間外加算は、入院外の患者に対してのみ算定できる。

# 医療従事者の負担を軽減する取り組みの評価③

## 手術・処置の休日・時間外・深夜加算の施設基準のイメージ

診療科ごとに、①から③までのいずれかを実施

### 【①交代勤務制の場合】



### 【②チーム制の場合】

医師5人ごとに1人の緊急呼び出し当番を置き、  
休日・時間外・深夜の対応を一元化

- 当該科の医師が10名の場合  
2名の緊急呼び出し当番を置く



- 病棟での緊急診療
- 救急外来からの各科コール
- 緊急手術 対応

**当番以外の医師**  
**(原則翌日手術がない医師)**  
手術のために呼び出してよい  
※翌日休日でなくてもよいが  
翌日手術に参加する場合、  
予定手術前の当直等として数える  
(12日以内)

**緊急呼び出し当番**  
呼び出されて院内に行つた場合は、翌日は**休日**

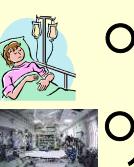
### 【③時間外等の手術等に係る手当支給の場合】

1名以上の緊急呼び出し当番を置く →



原則当番医師で対応  
(他の医師を呼び出してもよい)

院外にいてもよい



手術や1000点以上の処置を行つた場合は、手当を支給

**当番以外の医師**  
**(翌日手術がある医師でもよい)**  
手術のために呼び出してよい  
**手術を行つた場合は、手当を支給**

※翌日休日でなくてもよい。  
※翌日手術に参加しても予定手術前の当直等として数えない。(12日以内でなくてもよい。)  
ただし、特定の医師に手術等が集中しないような配慮等を行うこと

**緊急呼び出し当番**  
呼び出されて院内に行つた場合は、翌日の手術の術者・第一助手になれない

## 医療従事者の負担を軽減する取り組みの評価④

### 夜間における看護補助者の評価

- 急性期における夜間の看護補助者の配置について、評価を引き上げ、看護職員の負担を軽減する体制の推進を図る。

#### 夜間急性期看護補助体制加算

現行	
夜間看護補助者の配置	点数
50対1	10点
100対1	5点



改定後	
夜間看護補助者の配置	点数
(新) <u>25対1</u>	<u>35点</u>
(改) 50対1	<u>25点</u>
(改) 100対1	<u>15点</u>

#### [施設基準]

25対1、50対1又は75対1のいずれかの急性期看護補助体制加算を算定している病棟であること。

#### (参考)急性期看護補助体制加算の施設基準

- 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟)及び専門病棟入院基本料であって7対1入院基本料又は10対1入院基本料の届出病棟に入院している患者であること。
- 総合周産期母子医療センター又は年間の緊急入院患者数が200名以上の病院
- 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合が10対1入院基本料においては5%以上
- 看護補助者に対し、急性期看護における適切な看護補助のあり方に関する院内研修会を行っている。

# 医療従事者の負担を軽減する取り組みの評価⑤

## 医師事務作業補助体制の評価

- 医師事務作業補助者の配置による効果を勘案し、医師事務作業補助者の業務を行う場所について、一定以上の割合を病棟又は外来とした上で、医師事務作業補助体制加算の更なる評価を新設する。

### (医師事務作業補助体制加算)

現行	
医師事務作業補助者の配置	点数
15対1	810点
20対1	610点
25対1	490点
30対1	410点
40対1	330点
50対1	255点
75対1	180点
100対1	138点



### (新) 医師事務作業補助体制加算 1

改定後	
医師事務作業補助者の配置	点数
15対1	860点
20対1	648点
25対1	520点
30対1	435点
40対1	350点
50対1	270点
75対1	190点
100対1	143点

#### [施設基準]

- ① 医師事務作業補助者の業務を行う場所について、80%以上を病棟又は外来とする。
- ② 看護職員を医師事務作業補助者として届出することは不可。

※ 従前の医師事務作業補助体制加算については、看護職員を医師事務作業補助者として届出することは不可とした上で、医師事務作業補助体制加算2とする。

※ 病棟および外来とは、それぞれ入院医療、外来医療を行っている区域をいい、スタッフルームや会議室等を含む。(ただし、医局や、医師が診療や事務作業等を目的として立ち入ることがない診断書作成のための部屋及び医事課等の事務室は含まない。)

## チーム医療の推進について ～病棟薬剤業務実施加算の制限緩和～

療養病棟又は精神病棟において、薬剤師が4週目以降も継続して病棟薬剤業務を実施していることを踏まえて、病棟薬剤業務実施加算の療養病棟・精神病棟における評価を充実する。

### 現行

【病棟薬剤業務実施加算】  
(週1回) 100点

注：(前略) 週1回に限り所定点数に加算する。この場合において、療養病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）を算定している患者については、入院した日から起算して4週間を限度とする。



### 改定後

【病棟薬剤業務実施加算】  
(週1回) 100点

注：(前略) 週1回に限り所定点数に加算する。この場合において、療養病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）を算定している患者については、入院した日から起算して8週間を限度とする。

# 医療技術の進歩の促進と導入、その他の分野

- 1 充実が求められる分野を適切に評価していく視点
- 2 患者等から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で質の高い医療を実現する視点
- 3 医療従事者の負担を軽減する視点
- 4 効率化余地がある分野を適正化する視点
- 5 消費税率8%への引上げに伴う対応

# 検体検査の評価の見直し

## 検体検査実施料の適正化

- 衛生検査所検査料金調査における実勢価格に基づき、検体検査のうちインフルエンザウイルス抗原定性検査など約250項目の評価を見直す。

例)

インフルエンザウイルス抗原定性	150点
甲状腺刺激ホルモン(TSH)	115点
ビタミンC	330点
生化学検査 I 8~9項目	102点

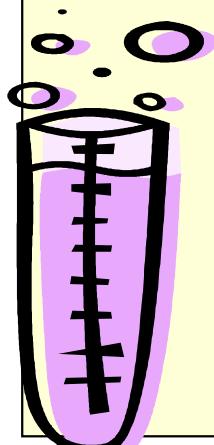
<u>149点</u>
<u>112点</u>
<u>320点</u>
<u>99点</u>



## 検体検査名称等の見直し

- 医学的な有用性等を踏まえ、検査名称の変更を行う。

1つの検査項目に、分析物の有無を判定する「定性検査」や分析物の量を精密に測定する「定量検査」など、有用性の異なる複数の検査が含まれる場合があることや医学的な有用性を踏まえ、検査名称の変更を行う。



ノイラミニダーゼ
抗ミトコンドリア抗体定性
抗ミトコンドリア抗体定量

ノイラミニダーゼ定性
抗ミトコンドリア抗体半定量
抗ミトコンドリア抗体定量

# 透析医療等に係る評価の適正化

## 透析医療に係る評価の適正化

### <慢性維持透析患者外来医学管理料>

- 前回適正化を行った平成18年以降、当該管理料に包括されている検体検査実施料等が実勢価格を踏まえて見直されてきたことを踏まえ、当該管理料の評価についても適正化を行う。

慢性維持透析患者外来医学管理料	2,305点		慢性維持透析患者外来医学管理料	2,250点
-----------------	--------	--	-----------------	--------

- また、慢性維持透析患者におけるHbA1cの測定について、学会のガイドラインにおいて参考程度に用いられるべきとされていることから、当該管理料と併せて算定できないこととする。

### <人工腎臓>

- 包括薬剤の価格やエリスロポエチン製剤の使用実態に応じた点数の見直しを行う。

1 慢性維持透析を行った場合	
イ 4時間未満の場合	2,040点
ロ 4時間以上5時間未満の場合	2,205点
ハ 5時間以上の場合	2,340点
2 慢性維持透析濾過(複雑なもの)を行った場合	2,255点

1 慢性維持透析を行った場合	
イ 4時間未満の場合	2,030点
ロ 4時間以上5時間未満の場合	2,195点
ハ 5時間以上の場合	2,330点
2 慢性維持透析濾過(複雑なもの)を行った場合	2,245点

## 血漿交換療法

- 血漿交換療法の対称疾患の中で、算定要件が記載されていない溶血性尿毒症症候群について、ガイドライン等に基づき要件を規定する。

現行

—

改定後

当該療法の対象となる溶血性尿毒症症候群の実施回数は一連につき21回を限度として算定する。

# 医薬品の適正な評価

## うがい薬だけを処方する場合の取扱い

- 医療費適正化の観点から、治療目的でなく、うがい薬のみが処方される場合については、当該うがい薬に係る処方料、調剤料、薬剤料、処方せん料、調剤技術基本料を算定しない。

現 行	改 定 後
【投薬 調剤料・処方料・薬剤料・処方せん料・調剤技術基本料】 (新規)	【投薬 調剤料・処方料・薬剤料・処方せん料・調剤技術基本料】 ◆ 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬（治療目的のものを除く。）のみを投与された場合については、当該うがい薬に係る処方料、調剤料、薬剤料、処方せん料、調剤技術基本料を算定しない。

## 調剤報酬等における適正化・合理化 ～妥結率が低い保険薬局等の適正化～

妥結率が低い場合は、医薬品価格調査の障害となるため、毎年9月末日までに妥結率が50%以下の保険薬局及び医療機関について、基本料の評価の適正化を図る。

### <診療報酬>

- ◆ 許可病床が200床以上の病院において、妥結率が低い場合は、初診料・外来診療料・再診料の評価を引き下げる。

(新) 初診料	209点 (妥結率50%以下の場合)	[通常: 282点]
(新) 外来診療料	54点 (妥結率50%以下の場合)	[通常: 73点]
(新) 再診料	53点 (妥結率50%以下の場合)	[通常: 72点]

### <調剤報酬>

- ◆ 保険薬局において、妥結率が低い場合は、調剤基本料の評価を引き下げる。

(新) 調剤基本料	31点 (妥結率50%以下の場合)	[通常: 41点]
(新) 調剤基本料の特例	19点 (妥結率50%以下の場合)	[通常: 25点]

卸売販売業者と当該保険医療機関等との間での取引価格が定められた医療用医薬品  
の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）

$$\text{妥結率} = \frac{\text{卸売販売業者と当該保険医療機関等との間での取引価格が定められた医療用医薬品  
の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）}}{\text{当該保険医療機関等において購入された医療用医薬品の薬価総額}}$$

※許可病床が200床以上の病院及び保険薬局においては、年に1回妥結率の実績について、地方厚生局へ報告する。